

## 施設の利用人員半数(50%)規制の継続と ご利用の際のガイドラインの更新について

新型コロナウイルス感染症拡大が未だに収束状況にないことを踏まえ、12月以降も当面の間、【小樽市民会館】【小樽市公会堂】【小樽市民センター】三館のご利用にあたっては、ホール及び集会室・会議室とも利用人員の上限を通常時収容定員の半数(50%)と制限する措置を継続するとともに、ご利用の際のガイドラインを更新いたしましたのでご利用者の皆様のご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

下記の各拡大版(PDF)をプリントアウトしてご確認ください。

※尚、このことに伴い、ホール利用料金の減免措置も継続いたします。

### ●適用期間

利用人員の上限50%規制が解除されるまで。

### ●適用条件

適用期間中に三館のホールをご利用で、ご利用のガイドラインを順守していただけるご利用者。

### ●減免設定(ホールの利用料金のみ適用)

【市民会館ホール】

512席以下の場合の料金を適用する。

【市民センター・マリナーホール】 【公会堂ホール】

各区分利用料金の半額とする。

(※集会室・会議室利用料、冷・暖房料、付帯設備利用料は対象となりません。)

ご不明な点がございましたら、各館までお問い合わせください。